

第 34 号議案

京都府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 11 月 11 日

教育長 前川 明範

提出の理由

教育委員会の附属機関として「京都府教育職員免許状再授与審査会」を設置するに当たり、その組織や運営に関し必要な事項を定めるものである。

京都府教育職員免許状再授与審査会規則案要綱

1 制定の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、教育職員免許状を再び授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定されました。

これを受け、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」において定めのあるもののほかに、審査会の組織および運営に関し必要な事項を定めるため、京都府教育職員免許状再授与審査会規則（以下「府規則」という。）を制定しようとするものです。

2 主な内容

（1）組織に関すること

	内容	省令	府規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等） ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の義務	守秘義務		○

（2）運営に関すること

	内容	省令	府規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
議決方法	・再授与「可」とする際：出席委員の全員一致（一致しない場合は、出席委員の過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意（可否同数の場合は、会長が決定）	○	
会議の公開	非公開		○

3 施行期日

令和7年4月1日

4 関係法令

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第23条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年省令第5号）

（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

第3条 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

（雑則）

第6条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について（令和4年3文科教第1380号）

（第二 留意事項 — 2 審査会の組織及び運営に関する事項）

（1）規則第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」として、例えば、以下の専門家が該当し得ること。また、文部科学省において、専門家の候補となる者の情報共有等を行う予定であること。

① 医療関係者（医師等）

② 心理関係者（臨床心理士、犯罪心理学者、スクールカウンセラー等）

③ 福祉関係者（社会福祉士、児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等）

④ 法律関係者（弁護士等）

⑤ その他（教育関係学者、性犯罪の更生プログラム等に詳しい保護観察官、警察関係者等）

（2）規則第6条に基づき、都道府県教育委員会規則に定める事項として、例えば、委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取り扱い等が考えられること。

（3）法の施行の日（令和4年4月1日）であり、この施行の日より前に児童生徒性暴力等を行い、施行の日以後に特定免許状失効者等となった者は免許状再授与審査の対象とはならないこと。また、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、例えば、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、規則第6条に基づく都道府県教育委員会規則の策定は必ずしも法の施行の日（令和4年4月1日）までに行う必要はないこと。

京都府教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和6年●月●日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第●号

京都府教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定により、京都府教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

